



No.15
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成26年度第4回

新宮川総合水系環境整備事業

【再評価】
平成26年12月
近畿地方整備局

目次

1. 事業の概要
2. 事業の必要性等に関する視点
3. 事業の進捗の見込みの視点
4. 関係自治体の意見等
5. 対応方針(原案)

1. 事業の概要

- 熊野川は、その源を奈良県吉野郡天川村の山上ヶ岳（標高1,719m）に発し、途中、北山川と合流し熊野灘に注ぐ、流域面積2,360km²、幹線流路延長183km、流域内人口約5万人の一級河川です。
- 流域の歴史は古く、宗教文化の中心地として知られ、特に熊野川下流域の熊野本宮大社から熊野速玉大社の間は、世界に類を見ない世界遺産「川の参詣道」に指定されているなど、歴史的資源が多数存在する。
- かつては上流の北山村などで生産される材木を筏で新宮まで運んでいた歴史があり、流域の上下流でのつながりは強い。
- 熊野川本川の水質は水質環境基準A類型を満足するものであるが、支川市田川は流域の都市化に伴う生活排水や事業系排水の増加により、昭和40年代には河口のBODが50mg/lをこえるほど水質は劣悪であった。



熊野川流域の諸元

項目	諸元
流域面積	2,360km ²
幹線流路延長	183km
流域内人口	約5万人
流域内市町村	5市3町6村



熊野本宮大社



熊野川で営まれる御船祭



熊野速玉大社



熊野川下流部(平成25年2月撮影)

新宮川水系

2. 事業の必要性等に関する視点（完了箇所） 1/4

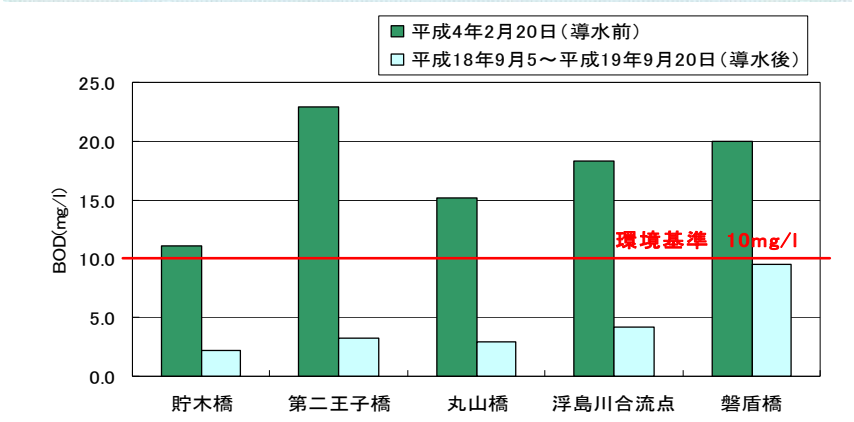
①市田川浄化事業【H3～H19】

◇事業目標 ～水環境の整備に係る事業～

熊野川支川市田川、その上流の浮島川及び「浮島の森」の水質の改善

◇整備内容

- 国：取水口ゲート N=1基
揚水ポンプ N=1基 (q=1.0m³/s)
導水路延長 L=1750m
浚渫 V=8,330m³
- 県：導水路 L=490m
浮島の森 揚水ポンプ N=1基 (q=0.03m³/s)



◇事業の投資効果

水質の改善 悪臭の改善 浮島の森の回復



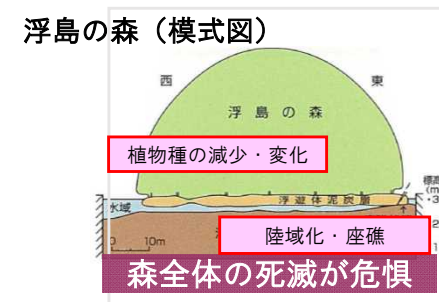
※整備後の撮影であるが導水停止の状態の水質悪化の様子が見える



導水 (H13供用)



へドロ浚渫 (H13～14)



導水・水質改善

②新宮川水辺プラザ・池田港地区かわまちづくり【H13～H24】

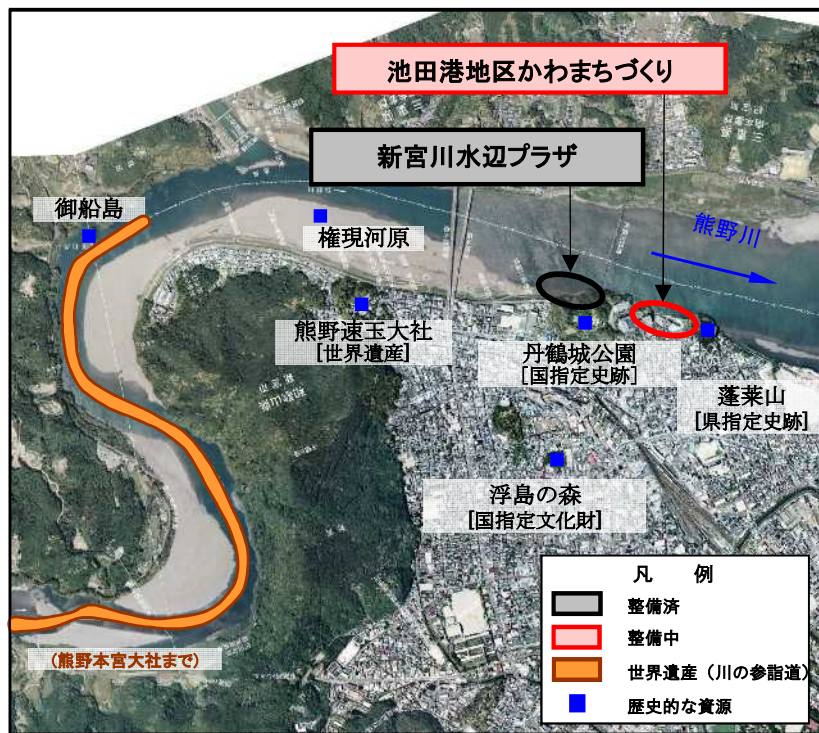
◇事業目標 ～水辺の整備に係る事業～

＜新宮川水辺プラザ＞ 新宮市による丹鶴城公園整備および史跡整備事業と連携した水辺整備により、治水上の安全性を向上させるとともに水際部の文化資源を保全し、地域の交流拠点となるような「にぎわいのある水辺」を創出する。
 ＜池田港地区かわまちづくり＞ 新宮市のまちづくりと連携した水辺整備により、治水上の安全性を向上させるとともに、熊野古道とのかかわりを中心にした水辺の利活用の推進を図る。

◇整備内容

＜新宮川水辺プラザ＞捨石護岸 L=70m

＜池田港地区かわまちづくり＞自然石護岸 L=170m



◇事業の投資効果

＜新宮川水辺プラザ＞

護岸整備による治水上の安全性の向上。炭納屋遺構を活用した丹鶴場公園整備等によるにぎわいある水辺空間の創出。



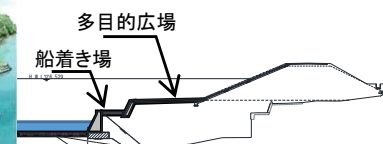
＜新宮川水辺プラザ＞

捨石護岸の整備

新宮市による史跡整備事業

＜池田港地区かわまちづくり＞

護岸整備による治水上の安全性の向上。川舟下りの寄港地等としての水辺の利活用による熊野川周辺の地域活性化。



かつての池田港の様子 (S30年頃)

現在の池田港

池田港地区完成イメージ図、計画断面図

2. 事業の必要性等に関する視点(再評価の視点) 3/4

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	前回評価時の集計範囲における世帯数は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約3%減とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.38 残事業 B/C 1.29
3) 事業の進捗状況	水環境の整備、水辺の整備を実施し、進捗率(事業費)100%	平成26年度末まで投資額:約37億円
事業の進捗の見込みの視点	施工中の護岸が平成23台風23号により被災。災害復旧(別事業)実施による事業の一時中断に伴い、完成時期が変更。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	—	平成26年度完成であるため、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点は不要

◇事業の投資効果(費用対効果)

■新宮川総合水系環境整備事業における事業諸元、事業期間、総事業費に変更はなく、社会経済情勢等に大きな変化がないため、算出を省略。(前回評価 全体 B/C 1.38 残事業 B/C 1.29)




※工事完了箇所は、市田川浄化事業

3. 事業の進捗の見込みの視点

○事業の進捗状況

■水環境整備事業
 ・水質改善のため、市田川の浚渫及び浮島川への導水路を整備した。

■水辺整備事業
 ・施工中の護岸が平成23年9月台風12号により被災。災害復旧(別事業)実施による事業の一時中断に伴い、完成時期が変更になった。

区分	H3年度 ~ H24年度	H25年度 ~ H30年度
水環境整備	H3  H19 市田川浄化 浮島川水質浄化	
水辺整備	H13  H24 新宮川水辺プラザ 池田港地区かわまちづくり	H26 

4. 関係自治体の意見等

■和歌山県知事

(平成26年12月4日 県総第456号)

新宮川総合水系環境整備事業は、歴史と文化を育んできた新宮市のまちづくりに関わる重要な事業であり、対応方針（原案）のとおり事業継続が妥当と考えます。

平成23年台風12号による被災により、一時中断し、完成時期が変更されましたが、引き続き事業を推進し、早期完成に努めるようお願いいたします。

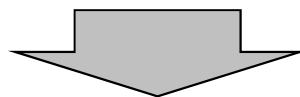
5. 対応方針(原案)

(1)事業の必要性等に関する視点

- ・新宮川水系では、悪化した支川の水質改善が求められると同時に、その歴史的な資産を活かした、空間の利用が求められている。

(2)事業の進捗の見込みの視点

- ・本事業は、平成3年度に着手し、災害復旧等による中断期間を経て平成26年度に施設が完成する予定である。
- ・引き続き事業を推進し、早期の完了を目指す。



■対応方針(原案)

新宮川水系総合環境整備事業は、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当であると判断できる。

事業継続

国近整企画68号
平成26年11月25日

和歌山県知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道169号奥瀬道路(Ⅱ期)	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
紀の川直轄河川改修事業	事業継続	
熊野川直轄河川改修事業	事業継続	
新宮川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【港湾整備事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
日高港 塩屋地区 国際物流ターミナル整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

近畿地方整備局長 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年11月25日付け国近整企画第68号で意見照会のあった標記に
ついて、下記のとおり回答します。

記

1 対応方針（原案）に対する県知事意見について

(1) 一般国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）

平成23年の紀伊半島大水害において、県内の主要幹線道路が各所で通行止めとなり、多くの集落が孤立するなど、地域間を結ぶ幹線道路の重要性が再認識されたところです。

国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）は、地域間交通の利便性向上はもとより、災害時の交通機能確保や救急医療体制の強化などの面からも重要な道路であるため、早期の全線供用が必要であることから、対応方針（原案）のとおり、事業継続が妥当と考えます。

なお、事業実施にあたっては、コスト縮減に努めるとともに、厳格なコスト管理を行い、平成27年国体開催までの供用を図られるようお願いいたします。

(2) 紀の川直轄河川改修事業

紀の川直轄河川改修事業は、流域住民の安全、安心を確保するために重要な事業であり、対応方針（原案）のとおり事業継続が妥当と考えます。

なお、狭窄部である取水堰の改修、堤防未整備箇所解消及び支川対策など、河川整備計画に基づく事業の更なる推進をお願いいたします。特に、岩出狭窄部対策については、早急に事業着手するとともに、完成時期を明らかにするようお願いいたします。

(3) 熊野川直轄河川改修事業

熊野川直轄河川改修事業は、流域住民の安全、安心を確保するために重要な事業であり、現時点では、対応方針(原案)のとおり事業継続が妥当と考えます。

しかしながら、平成23年台風12号では計画高水流量を超過する洪水により、堤防越水による浸水被害が発生しているため、更なる治水安全度の確保に向け、河川整備基本方針の早急な見直しをお願いします。

(4) 新宮川総合水系環境整備事業

新宮川総合水系環境整備事業は、歴史と文化を育んできた新宮市のまちづくりに関わる重要な事業であり、対応方針(原案)のとおり事業継続が妥当と考えます。

平成23年台風12号による被災により、一時中断し、完成時期が変更されましたが、引き続き事業を推進し、早期完成に努めるようお願いします。

(5) 日高港塩屋地区国際物流ターミナル整備事業

日高港は、紀中地域の産業競争力に資する物流拠点として、更なる発展が期待されております。

基幹産業の物流コストを削減するため、船舶の大型化に対応した港湾環境の整備が必要であり、対応方針(原案)のとおり、事業継続が妥当と考えます。

なお、事業実施にあたっては、コスト縮減等を図り、早期に完成させるようお願いします。